

安全・快適で美しい生活・活動・交流空間』を創出し、新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンの提案

背景

人口の8割が都市に居住(市部人口) 都市の質を向上させることが、国民の生活・活動・交流を支える人口減少、市街地の縮小 都市圏内の機能の再編が必要となり、一方、ゆとりある環境を創造する好機
超高齢社会の到来 高齢者の自立した生活が可能となるよう、モビリティ確保、生活支援サービスを組み込んだまちづくり
国際化、情報化等

人口・老年人口割合
DID面積の将来推計

	全国人口 (千人)	全国老年 人口(千人)	全国老年 人口割合
2000年	126,926	22,005	17.4%
2030年	117,580	34,770	29.6%
増減率	-7.4%	58.0%	

	人口(千人)			DID面積(km ²)		
	2000年	2030年	増減率	2000年	2030年	増減率
三大都市・政令 指定都市圏	72,927	71,117	-2.5%	7,716	7,615	-1.3%
地方都市圏	40,405	36,096	-10.7%	4,201	3,962	-5.7%
非都市圏	13,595	10,367	-23.7%	541	406	-24.9%

5つの基本的方向

環境と共生した持続可能(サステイナブル)な都市の構築

- ・拡散型都市構造から集約・修復保存型都市構造へ転換。土地利用の高度化や機能集積による拠点市街地の重点的整備とあわせ、超高齢社会に対応し、医・職・住・遊など生活の諸機能が集約された徒歩生活圏を形成。都市における「水・緑・道」の生態系ネットワークを復元・創出。

国際競争力の高い世界都市 個性と活力あふれる地方都市への再生

- ・東京圏をはじめとする大都市圏の国際競争力向上のため、環状道路体系の整備などリーディング・プロジェクトの推進、民間都市開発の促進。
- ・個性と活力あふれる地方都市への再生のため、地域の歴史・文化を活用した観光振興等、地元大学等の有する知的資産などの地域資源やIT(情報技術)を活用した都市型産業の起業促進・新市場創造など多様なまちづくり活動の支援。
- * 都市再生特別措置法の制定(平成14年6月)

良好な景観「緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創造

- ・住民、企業、NPO等の主体的参加で21世紀を「造景と文化の世紀」に、また「都市美空間」を日本のブランドに。
- ・良好な景観と豊かな緑を形成するための関連法制度の整備。

安全・安心な都市の構築

- ・地域構造の改変、都市の防災構造化、広域的な防災体制の確立等により、災害に強い都市構造を形成。
- ・密集市街地対策、都市型水害対策、防犯対策、公衆衛生対策等を推進。
- * 密集市街地整備法の改正(平成15年6月)、特定都市河川浸水被害対策法の制定(平成15年6月)

都市の将来像実現に向けた官民協働による都市の総合マネジメント

- ・官民協働(パートナーシップ)による「次世代参加型まちづくり」システムを構築。これにより、共有する将来像実現のため、まちづくりの計画段階から多様な主体の参加が可能となるよう「機会の窓」が開放、保障されるとともに、住民が参加・提案・協議・合意し、責任ある実行。

政策展開の基本的視点

民間投資の活用 民間の資金やノウハウの積極的活用、住民主体のまちづくり活動により新市場を創造

まちづくりの現場「コミュニティとのパートナーシップ」 市民参加によるまちづくり、官民協働による地域運営

成果重視の都市政策 都市政策と関連する政策手段との連携・総合的展開、わかりやすい情報発信

10のアクションプラン

徒歩生活圏形成による全国都市再生

都市観光の振興

循環型都市構造の構築

景観形成と緑の創出に向けた制度の構築

戦略的な都市交通政策の展開

安全・安心な都市の構築

大都市圏の国際競争力の向上

住民主体の地域運営の推進

まちの中心を再生させる民間投資の拡大

政策課題に対応した今後の都市戦略